

第 7 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成25年12月16日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年12月16日(月曜日)

午前10時1分開議

午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

議案第23号 平成25年度農林水産関係の建
設事業の経費に対する市負担金(地方財
政法関係)について

議案第29号 指定管理者の指定について

議案第30号 指定管理者の指定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)につ
いて

報告事項

①農地中間管理機構について

②経営所得安定対策見直し後の所得等
の試算について

③第33回全国豊かな海づくり大会～く
まもと～実施報告について

出席委員(8人)

委員長 田代国広

副委員長 緒方勇二

委員 村上寅美

委員 前川 收

委員 吉永和世

委員 西 聖一

委員 早田 順一

委員 泉 広幸

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

経営局長 濱田 義之

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 大石 二郎

森林局長 岡部 清志

水産局長 鎌賀 泰文

農林水産政策課長 田中 純二

団体支援課長 山口 洋一

首席審議員兼

農地・農業振興課長 船越 宏樹

担い手・企業参入支援課長 國武 慎一郎

流通企画課長 西山 英樹

むらづくり課長 潮崎 昭二

農業技術課長 松尾 栄喜

農産課長 山中 典和

園芸課長 古場 潤一

畜産課長 矢野 利彦

首席審議員兼農村計画課長 荻野 憲一

技術管理課長 緒方 秀一

農地整備課長 小柳 倫太郎

森林整備課長 長崎屋 圭太

林業振興課長 小宮 康

森林保全課長 本田 良三

水産振興課長 平岡 政宏

漁港漁場整備課長 原田 高臣

全国豊

かな海づくり大会推進課長 平山 泉

農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松尾 伸明

政務調査課課長補佐 板橋 徳明

午前10時1分開議

○田代国広委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第7回農林水産常

任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、梅本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

○梅本農林水産部長 おはようございます。

初めに、11月上旬の先生方管外視察に同行させていただきました。本当にありがとうございます。現地で得られました情報は、今後の施策に役立ててまいりたいと存じております。

それでは、今回御提案しております議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度の一般会計補正予算と条例等関係の3件でございます。

まず、補正予算でございますが、総額1億円余の増額補正となっており、補正後の農林水産部の一般会計と特別会計の予算総額は704億円余となります。

補正予算の主な内容でございますが、特用林産振興施設の国庫補助内示増、今年度災害により被災した林道復旧に対する補助及び治山施設の災害復旧に要する経費を計上しております。

あわせて、債務負担行為として、早期発注により来年度前半の事業量を確保し、年間を通じた事業執行の平準化を進めるため、いわゆるゼロ県債などを設定しております。

また、地元との調整や用地の交渉など、諸般の事情により繰越明許費の設定をお願いしております。

次に、条例等関係といたしまして、平成25年度に県が実施する農林水産関係の建設事業の経費に対する受益市の負担割合を定める議

案1件のほか、漁港施設の指定管理者の指定2件を御提案しております。

以上が今回提案しております議案の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。ありがとうございます。

また、その他報告事項といたしまして3件を用意しております。

国の農政の大きな変化として注目を集めております農地中間管理機構と経営所得の安定対策の見直しが行われましたので、その後の所得等の試算、並びに先般開催させていただきました第33回全国豊かな海づくり大会の実施報告でございます。それぞれ担当課長から御説明させます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

12月補正予算の総括表でございます。一番下の3、合計の欄をごらんください。

農林水産部関係で1億1,300万円余の増額補正となっております。右側でございますが、補正後の額につきましては、704億5,000万円余となっております。

補正予算の詳細につきましては各課から説明いたします。

次に、資料12ページをお願いいたします。

平成25年度繰越明許費の設定でございます。

設定額につきましては、今年度の事業の進捗状況等を踏まえて算出しております。

合計額が一番下の欄でございます。合計で179億3,000万円となっております。

農林水産課は以上でございます。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でござ

います。

補正予算について説明をいたします。資料、戻りまして2ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金で、補正額は42万5,000円でございます。

説明欄に記載のとおり、中山間地域等直接支払交付金に係る国庫支出金の返納です。事業費の確定に伴う執行残などを、熊本市ほか7市町村から県を通して国に返納するものでございます。

以上でございます。

○松尾農業技術課長 農業技術課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

農作物対策費のうち国庫支出金返納金につきまして、18万5,000円の増額補正をお願いしております。

これは説明欄のとおり、GAP取組支援事業、これは具体的に言いますと、農業生産の各作業ごとに点検する項目を定めまして、それをきちんとチェックし、記録を残すことでより安全な農産物づくりなどにつなげようというものでございますけれども、この事業の補助金の確定に伴いまして、国への返納を行う予算でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○古場園芸課長 園芸課でございます。

説明資料4ページをお願いいたします。

野菜振興対策費225万円の増額補正と債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明欄にあるとおり、野菜価格安定対策事業は、事業対象の野菜につきまして、その価格が著しく低落した場合、生産者に対し価格差補給金を交付するものでありまして、生産者、県、国が負担割合に応じて予約数量分の資金を造成することになっております。9月

に25年度の予約数量及び24年度の交付額が確定いたしましたので、県の資金造成不足分225万円を増額補正するものでございます。

次に、下段の債務負担行為の追加についてでございます。

国の指定野菜価格安定対策資金につきましては、県の資金造成額の一定割合を現金のかわりに支払い保証、債務負担行為として納付できることになっており、1億8,608万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

資料の5ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金といたしまして、補正額567万円余りをお願いいたします。

これは説明欄に記載のとおり、公社営畜産基地建設事業において、平成10年度から平成11年度に整備しました施設の事業停止によります財産処分に伴います国庫支出金の返納金でございます。

畜産課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○小柳農地整備課長 6ページをお願いいたします。

上段の土地改良事業費に3,400万の増額補正をお願いしております。

説明欄にあります地域密着型農業基盤整備事業は、県営の農業農村整備事業の実施地域等において、県営事業と連携して実施する単県事業で、本来は当初予算の範囲内で事業を行うものでございます。しかしながら、今回、熊本広域大水害による阿蘇谷の被災農地の中に、国の災害復旧事業で申請できなかった小災害農地が存在していることが判明したことから、水稻作付など営農再開に支障を来さないよう、本事業で緊急的、例外的に対応することといたしました。このため、当初予

定しておりましたほかの工事を実施するために不足する事業費を今回要望するものでございます。

次に、下段の農地防災事業の債務負担行為の変更でございます。

田原地区農地防災事業で、益城町の木山川に築造されております老朽化した取水堰の改修工事を、平成25年度から26年度の2カ年で実施する予定でありましたが、今回、基礎地盤の追加調査を行った結果、想定よりも地盤が悪く、堰本体構造や仮設計画の見直しが必要となり、全体事業費の増額、1億5,000万円から2億6,000万円、1億1,000万円の増が必要となりました。

また、工期につきましても、本体構造等の設計見直し等に不測の期間を要したことから、工事の発注がおくれ、工期を1年延伸する必要が生じたものでございます。

以上の理由により、債務負担行為限度額を、平成26年度の6,000万から、平成26年度1億5,000万、平成27年度9,000万の合計2億4,000万に増額し、また、工事期間を平成26年度から平成27年度へ1年間延伸をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○長崎屋森林整備課長 森林整備課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

県有林費で2,198万円余の増額補正を提案させていただいております。

これは、県が管理しております分収林の立木を売り払いしたところ、予定よりも収入が上回り、この結果、土地所有者へ支払う分収交付金が増額したことによるものです。

森林整備課は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございます。

す。

予算説明資料の8ページをお願いいたします。

上段の林業振興指導費の林業・木材産業振興施設等整備事業費につきまして、985万円余の増額補正をお願いしております。

これは説明欄のとおり、特用林産振興施設等の整備補助を行うもので、国庫の内示増により増加するものでございます。

下段の林道災害復旧費の現年林道災害復旧費につきましては、本年9月の豪雨により被災しました林道坂本山江線など3路線、4カ所の災害復旧費、927万円余の増額補正をお願いしております。補正額の合計は1,912万円余の増額となります。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。

資料9ページをお願いします。

12月補正としまして、単県治山事業費で1,300万円のゼロ県債の債務負担行為の設定をお願いしております。

事業内容としましては、経年変化により塗装が劣化した鋼製落石防止柵の再塗装を実施するもので、八代市で事業を実施予定しております。

また、下段の現年治山災害復旧事業費で3,000万円の補正をお願いしております。

これは7月の梅雨前線豪雨により被災した治山施設の復旧整備を実施するもので、阿蘇市で事業を実施予定しております。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

まず、補正予算について説明します。

上段の水産環境整備事業費でございますが、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、有明海東における覆砂工事で、来年度の施工を予定しておりますけれども、ノリ養殖開始時期までに工事を完了させるためには年度内の契約が必要となるため、2億円のゼロ国債の設定をお願いするものです。

下段の漁港管理費で債務負担行為の追加をお願いしておりますけれども、こちらにつきましては、議案を提出しておりますので、そちらのほうで御説明させていただきます。

次に、11ページをお願いします。

上段の水産生産基盤整備事業費において、債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、熊本市河内地先の塩屋漁港における残土処理護岸の整備に係るものですが、こちらもノリ養殖開始時期までに工事を完了させる必要があるため、2億円のゼロ国債の設定をお願いするものです。

下段の単県漁港改良事業費では、1,110万円の債務負担行為の追加をお願いしております。

これは、県が管理しております漁港施設及び海岸施設におきまして、破損、老朽等により安全管理上支障を来している箇所につきまして、早急に対策の必要があるため、ゼロ県債の設定をお願いするものです。

続きまして、条例等の関係でございます。13ページをお願いします。

議案第23号は、9月補正予算で御承認いただきました樋合漁港フィッシャリーナ機能強化対策事業の経費に対し、受益市である上天草市の負担率を定めるものでございます。

この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。なお、負担割合につきましては、上天草市の同意を得ております。

続きまして、14ページをお願いいたしま

す。

議案第29号指定管理者の指定についてでございます。

まず、樋合漁港の漁港利用調整施設につきまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間、フィッシャリーナ天草株式会社を指定管理者として指定することの提案でございます。

提案理由は、指定管理者を指定するに当たりましては、議会の議決を得る必要があるためでございます。

15ページのほうで御説明させていただきます。

1の選定の経緯でございますけれども、7月26日から8月29日まで募集を行い、1団体からの申請を受けて、指定管理候補者選考委員会を9月18日に開催しました。

選定結果につきましては、2にありまして、現在の指定管理者であるフィッシャリーナ天草株式会社を指定管理候補者に選定しております。

選定の主な理由でございますが、3にありますように、これまでも地域関係機関等との連携した取り組みが行われており、今後の計画なども実現可能性が高いこと、職員の資質向上を通じたサービス充実のための取り組みが認められること、そして、指定管理候補者選考委員会の審査において高い得点を得、指定管理候補者として適当との報告を受けたことを評価したものでございます。

額につきましては、資料お戻りいただきまして10ページをごらんになっていただきたいんですが、5年間で3,265万6,000円の債務負担をお願いしております。

続きまして、また資料飛びますけれども、16ページをお願いします。

議案第30号、こちらも同じく指定管理者の指定でございます。

牛深漁港の漁港浄化施設につきまして、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの

5年間、九州テクニカルメンテナンス株式会社を指定管理者として指定することの提案でございます。提案理由は先ほどと同じです。

17ページをお願いします。

1の選定の経緯でございますが、先ほどと同様に募集をいたしまして、選考委員会も9月18日に開催しております。申請は1団体からございました。

選定結果につきましては、2にありますとおり、現在の指定管理者である九州テクニカルメンテナンス株式会社を指定管理候補者に選定しております。

選定の主な理由としましては、3にありますように、経費節減の提案など、具体的かつ効果的な維持管理計画がすぐれていること、安定的な運営が可能となるための人的、経理的基盤があると認められること、そして、指定管理候補者選考委員会の審査において高い得点を得、指定管理候補者として適当との報告を受けたことを評価したものでございます。

額につきましては、また10ページをごらんになっていただきたいんですが、5年間で1億1,498万円の債務負担をお願いしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○田代国広委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 それでは質疑をさせていただきますが、まず、ゼロ国債、ゼロ県債の話がありますが、今年度から来年度に向けて、農林水産部のほうでもゼロ県債の発行ということに踏み込んでいただいたこと、私は、発行していただきたいという主張をしてきた人間としては、大変ありがたく思っております。

す。

理由については、もう御承知のとおりであります。単年度主義というのがなかなか一般経済ともなじまないところがあって、4月から4、5、6という3カ月ぐらいが、いわゆる事業がとまってしまふ、公共事業がとまってしまふということを考えれば、その間をいかに上手に使っていくかということが非常に大事な視点で、とはいえ、単年度主義、3月31日決済というのをやめるわけにはいかないし、単年度決済をやめると、秩序のない予算執行ということになってしまうから、その両立を図って、いわゆる端境期をなくしていくという手法というものがある、その中の一つがゼロ県債ということだというふうに思っています。

そこで、質問なんですけれども、今回、今の説明だけで見ると、森林保全課の施設整備、それから、あとはほとんど漁港漁場整備課が多かったというふうに——ゼロ国も含めてなんですけれども、なっていますが、ゼロ県債を発行しようという、設定しようというこの取り組みをしていただいたとは思っていますが、その割には若干予算の規模も内容も少ないのかなというふうに思っております。こういった取り組みをしていく上において弊害になる部分、何が弊害でなかなか取り組めないのか、農林水産の農のほうにはほとんど見なかったかなというふうに思っています。林と水産だけしかなかった。説明があったかなかったかわかりませんが、そういったところも含めて、ゼロ県債に取り組んできた結果として、弊害になる部分ということについて教えてもらえればと思います。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

一般的な事柄ということで、まず私のほうから説明させていただきます。

まず、ゼロ県債のほうですけれども、年度

内に契約まで行うということで、契約するための用地とかあるいは設計とか、そういう着手前の準備が整っているというふうな条件が必要になっております。

以上でございます。

○大石農村振興局長 農村振興局です。

農業農村整備事業につきましては、今回ゼロ県債を出しておりません。ただ、予算的には、前年度、経済対策でかなりの予算がついておりまして、地区によりましては繰り越しの手续をしながら執行するという状況もございますので、4月以降の工事発注というのでも、そこである程度できるというのもございます。ゼロ県債は今回いたしておりません。

○前川収委員 わかりました。農業分野においては、来年度事業の確保ができていますという前提だと思います。という話だったと思います。ほかは、まあ一般論の話でいけば、できれば発行することを前提の年間スケジュールというんですか、ということに取り組んでもらいたいというふうに思っております。

といいますのは、もちろん目いっぱいお忙しいことはよくわかっておりますし、とりわけ災害対応とか、それから補正予算対応というものについて、非常にきちきちのスケジュール感があるんだろうというふうに思いますけれども、その辺はなしにして、一般的な考え方という前提において言えば、先ほど理由を説明したとおり、ゼロ県債というのは非常に有効な経済対策に私はなるというふうに思っております。ゼロ県債を発行するのは悪いことじゃなくて、むしろそういう取り組みをしていって、県内経済全体にいい影響を出すというような形をぜひ考えてもらえればなというふうに思います。

公共事業だけじゃないんですね。公共事業というのは、要するに何か建物をつくった

り、災害復旧をやったり、物をつくったりということだけじゃなくて、例えば森林関係の補助事業等々もたくさんございますね。私はそちらの担当もしているんですけども、そういうのも結局どの事業も県絡み、国絡みの話というのは、4月になればぱっと、いわゆる予算配分が決まっていますという前提で、予算はもちろん4月までには通っているんですけども、その後、どこに幾ら配分するのかということも含めて、振興局に聞くと、予算措置がまだ確定していないのでという話があって、いわゆる一般の皆さん方が使う補助事業等々も、やっぱり3カ月ぐらいは待つかないといけないということになります。

例えば、造林事業をやろうということで、今手はあいていると、何をやるかという、その補助関係ではやることがない、なかなかやりづらいところがありますので、そういうところも、まあ、それはゼロ県債になるのかどうなのか、ちょっと私は技術的な話はよくわかりませんが、そういうことのないようにしてやってやれる、しかも、予算の単年度主義ということを守りながら、なおかつその中でそういった取り組みができることをやっていけば、使用している予算の額は同じであっても、一般的な経済に与える影響とか、それから事業効果というものについては、格段の差が多分出るんだろうというふうに思います。

そういったところを、いわゆる工事に絡むものだけじゃなくて、ぜひそういったことも今後考えていただきたいと思いますが、今私が言ったこと、いわゆる工事以外の部分についてはどういう手法があるのか、今答えがあればぜひ教えてもらいたいと思いますし、何かそういう、つまり申請補助事業みたいなやつですね。そういったものについて、結局4月からとまらないようにやっていく方法は何かないのか。

随分無駄をやっているんですよ。もう私が言わなくても皆さん方御承知のとおりだと思いますが、4月からは何もできないんですね。だから、それは何か繰り越すのか、事前に予約制みたいな形でやって、事業だけは先に進めていいですよという話にするのか。それもなかなか役所は、やっぱりやりづらいところはかなりあるんでしょうからね。

ただ、我々は、2月県議会で来年度予算の審議をしておりますから、その最終日に、予算が通った時点でゴーサインはもう出ていると思うんですね、それは私たちから見れば。それが、今度は県庁の中でずっとおりにくにととても時間がかかって、それはもう先にやった上で、予算が通った4月1日はどうぞゴーだと言えるような何か事務的なものできないのかなとも思います。長年そうやってきているので当たり前と思っているかもしれませんが、僕らから見れば、4月1日付には、いわゆる法律上の規定は議会に予算を諮って通すという、それはもうクリアしているはずでありますから、その辺のところを含めて、何か方法はないのか。

○岡部森林局長 森林局ですけれども、今委員がおっしゃられました、4月から6月あたりの端境期ということですが、先ほど委員も御発言ありましたけれども、補助事業の場合は、指令なりという行為が、補助金の負担行為とか指令というような行為が出てきますので、まずそれをやる前に着手するならば、指令前着工とか、そういう制度を活用しないといけませんので、指令前着工するにも、まず計画枠の内示とか、そういう行為が出てきますので、なるべく急がないといけないということは確かだと思いますが、一般的には、そういう補助事業の場合は制約が出てくるというのが1点あると思います。

委員がおっしゃいました造林事業の場合はですね、造林事業も同じようなことではある

んですけれども、造林事業の場合は、事後申請とかいうようなことの、まあ補助事業では本当特殊な事業の中に入っておりますので、造林の間伐とか、そちらについては、2月に行ったのを6月とかにも申請云々というのが出てきますので、造林事業あたりについては、ちょっと特殊ですけれども、今委員がおっしゃったようなことの考えをさらに踏み込んで取り組めるのかなというふうに思います。ただ、一般的にはなかなか難しいところがありますので、今後勉強させていただければというふうに思います。

○前川収委員 会計制度というのが前提としてあることはよくわかった上で私も言っているので、その会計制度に違反にならない、これはもう当たり前のことですね。なおかつ、ゼロ県債なんていうのもそうなんですけれども、制度上、きちっと間違ってもやれるという方法をやっぱり考えてやっていくことができれば、これはやっぱり県経済には非常に大きな部分があるし、それこそが他県との違いというんですか、熊本としてはこういうことを取り組んでいますよという前向きな姿勢というものが示されることは非常にいいことだと思いますし、県民も喜んでいただけると。県民の幸せ量のアップにも必ずつながると思いますので、まあ技術的な部分はあるかもしれませんが、ぜひ余りかたくならずに、法律違反をしろと言っているんじゃないで、慣例とかなんとかということでは、慣例だったら変えればいわけですから、法律だったら、法律も変えればいいんですけども、そう簡単に変わらない法律もありますので、慣例にとられるようなことがないように、全ての局、課において取り組みをしてもらいたいというふうに思います。

以上です。あと、最後のは要望でいいです。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○村上寅美委員 2ページの中山間についてちょっと担当課長にお尋ねしますけれども、これが、国のほうの指定でやっているのと、それから、まあ漏れたところというのかな、例えば同じ金峰山一帯でも、指定しているところとしていないところとあるね。この辺はこれまでのことはこれまでとして、今後見直しという形をやっていると思うから、その辺の経過というか、その辺をちょっと聞きたいな。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課です。
今村上委員のほうからございました金峰山周辺につきましては……

○村上寅美委員 そこだけじゃないだろう。俺はそこを質問しとるけど、幾つかあるはずだ、熊本県でね。

○潮崎むらづくり課長 県の特認という制度がございまして、そこを十分これまでもできる限りそれを使って、なるだけ広く特認として地域を追加で指定をしてきたところです。それでも、まだまだ十分地元の希望に応えられていない部分があります。それについても、やはり一定の基準といいますか、そういうのがございますもので、それをどうやってクリアしていくかというのを一つ検討しながら進めているということでございまして、昨年度、少し特認で広げた経緯はございます。

それともう1つ、国の動きと絡むんですけども、新たな直接支払制度というのが出てくる予定になっていますので、そこら辺が出ると、その中山間の直接支払いで対応できなかった部分も対応できるようになるのかなという動きもございますので、そこら辺もにらみながら検討しているという状況でございます。

○村上寅美委員 君が今説明したのは、これまでの過程を説明しているわけだね。今後、見直しということのを僕は国のほうで聞いたものだから、全般的に見直しますという話を聞いたものだから、特認でなくて、やっぱりレギュラーで国の制度にのるようすすべきじゃないかと。その辺の状況が進んでいけばお話を聞きたいということだね。

○潮崎むらづくり課長 中山間制度は、5年に1度の切りかわりで、その都度見直しされていくんですけども、それが今度は27年度がその時期になります。それに向けて、1つは、先ほど言いましたけれども、新たな直接支払制度ができ上がるのに対して、中山間の直払いがどうなるのかというのもございまして、今度の5年ごとの見直しのときに、具体的な27年度の見直しについての動きはございませんけれども、熊本県のほうからは……

○村上寅美委員 今動きはない。

○潮崎むらづくり課長 特にまだございせんけれども。

○村上寅美委員 ただ、27年度が来て国のほうで基本的なことは決まってしまってからはどうすることもできぬから、県として特認をなるべく早くから要望する必要があるんじゃないかというのが1点。

それから、これについて直接支払いということは、これは市町村から支払うんでしよう。

○潮崎むらづくり課長 これは、国、県を通して市町村のほうに移行されて、市町村のほうから交付するという……

○村上寅美委員 だから、市町村によって、県までは同一だけど、国から県までおりてきて、今度は県が市町村にしてから非常に遅いんですよね、熊本市の場合は。だから、その辺のところ、熊本市だろう、市の場合。市町村でしょう。だから、その辺の連携というのはうまくとれているの。

○潮崎むらづくり課長 この制度自体はかなり、1期目、2期目、今3期対策に入っている、結構長い間やってきた制度ですので、そこら辺の連携は基本的にはとれているというふうに思っているんですが、一部合併したところの市町村にあつての動きというのが、今委員おっしゃったような形でずれが来ているのかなと思いますので、そこはもう一回県としても十分指導して……

○村上寅美委員 これはもう私の要望で結構だけど、この中山間のこれは非常に使いやすく、みんな待っとるわけたい。だから、ぜひ要望したいと思います。

もう1点いいですか。

漁港漁場課長、ゼロ国で塩屋に2億円ついとるけども、これは総額は大体幾らつくの、年間。

○原田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課です。

現在ゼロ国で設定しておりますのは、今護岸建設中がございますけれども、そこの仕上げの費用として必要な分ということで、いわゆる海の工事に係る分として必要な分ということで2億円しております。

全体としましては、今年度大体4億ぐらいございましたので、そのベースぐらいでの配分ということで今考えてはおります。

○村上寅美委員 それは1月と言ったでしょう、入札を。さっき説明で、確か。ゼロ国で

1月。

○原田漁港漁場整備課長 1月とは言っておりません。年度内の契約が必要と。

○村上寅美委員 それは、せっかくゼロ国になったなら早くして、そして4月に年度が変わったら、海のほうももうノリも終わつとるから、いいわけだからね。早く仕事をしてもらいたいと思うのは、ことしも8月の大体15日とか、そういうことを漁協が期限切るものだから、とにかく支障のない限り延ばしてくれというような要望が来るから、そうして頼んどるけども、なるべくなら、4月1日からというわけじゃないけども、もう4月着工ができるようにね。その辺はさっきの前川委員の話にもつながるけども、事務的におくれてきとるのはちょっと急いでもらいたいということを、これは要望しておきますから。で、4億ね、大体。

○原田漁港漁場整備課長 26年度の予算ということによろしいでしょうか。

○村上寅美委員 はい。護岸の堰堤を早くしてもらわないと、ヘドロが入れられぬわけですね、一回閉めない。だから、ヘドロを除去するという形でやるとるから、そうすると、やっぱりイコールアサリとか沿岸漁業とかに影響があるから、とにかく予算を聞いて、そしてなるべく急いでもらいたいということですね。

○原田漁港漁場整備課長 失礼しました。先ほど私4億と言ったんですが、県予算上は3億設定しております。

○村上寅美委員 そがんだらう。とにかく急いでもらうように。

○早田順一委員 先ほど前川委員のほうからゼロ県債のことで御質問がありまして、私も前川委員と同じで賛成でございまして、事業執行の平準化ですか、これをするためには、この手法というのは大変期待するものがあると思いますので、私からも要望をさせていただきたいというふうに思います。

それからもう1つ、12ページの25年度の繰越明許費のことなんですけど、経済対策もあって、予算額というものも大変大きなものだったと思います。そういった中で、これは179億3,000万の繰り越しがっておりますけれども、部長の説明では、地元との調整とか、あとは用地の交渉などというふうにありますけれども、金額的にこれが適正なのかどうかというのはちょっと私わかりませんので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○田中農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

過去の12月議会におけるこの繰越額の設定でございますけれども、その額が、24年度が239億ほどございました。その前の平成23年度が100億ということで、平均しますと、本年度の179億程度の平均のところ過去2年間ではなっているところでございます。

これにつきましては、経済対策の状況とか事業量に応じてやはり事業の進捗状況は変わってきますので、今回のやつはこの上限ということで、この179億をお願いしたいということで御提案しているところでございます。

○早田順一委員 まあ、適正ということだというふうに思いますけれども、いろんな災害があつて、たしか用地交渉とか、そういう方々も恐らくたしかふやされたというふうに思いますけれども、その効果というのは上がったと思われているのでしょうか。

○田中農林水産政策課長 工事の進捗のため

に、先般の委員会でも御説明したとおり、任期付の職員を10名つくったり、あるいは工事の発注に当たっては現場代理人の併任を緩和したりとか、さまざまな対策をとって工事の進捗に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、用地関係とか、相手方のある部分もありますので、必ずしも人員とかがすぐに効果に結びつかないところもございますけれども、ぜひ、我々も、人員あたりを、嘱託職員あたりの増とか、そのあたりも手当てを精いっぱいしながら事業の進捗を行っているところでございます。引き続き頑張っていきたいと思っております。

○早田順一委員 それから、明許繰越とその事故繰越があると思っておりますけれども、その事故繰越というのはどれぐらい農林水産であるのでしょうか。

○田中農林水産政策課長 事故繰越は、今からの見込みでございますけれども、約15億程度ぐらい最大であるんじゃないかというふうに見込んでおります。

○早田順一委員 その15億というのは、繰り越しというのは可能なのでしょうか。

○田中農林水産政策課長 制度上繰り越しができるように司法上なっております。

○早田順一委員 災害関係でちょっとお聞きしていたんですけども、1年目は、繰り越しも事故繰越オーケーだと、2年目からは、同じ理由ではなかなか難しいんだろうという話を聞きましたけれども、それはクリアできそうなのでしょうか。

○田中農林水産政策課長 繰り越しのほうは、当初、今179億出しています明許繰越の

ほうで翌年度に繰り越しまして、それが、その次の年にやっぱり諸般の事情で執行できない場合が事故繰越ということになっておりますので、可能でございます。

○早田順一委員 ということは、大丈夫ということですね。

○田中農林水産政策課長 これは国庫補助あたりは国との協議がございますので、そのあたりの手順を経た上でのその手続が必要かと思っております。

○西聖一委員 繰り越しする分は、もう入札が決定しているから繰り越すんですけども、担当者も大変厳しい思いをしているわけですね。ここに出てくるのはまだ契約しているからいいんですけども、例えば2月補正になってくると、国庫返納金、もう事業ができないから返さなければならぬという事業費も相当出てくるんでしょう。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

要するに、もう予算を全部消化してしまっていると判断するべきなんですか。今入札不調とかいって、業者も受けきれないような現状が今あるわけですよ。作業もおくれているのは、そういうところもあって繰り越さざるを得ない部分も多分にあると思うんですよ。これはこれで決定している分だからまだいいんですけども、国から予算をもらっているけれども、やっぱり入札もできないで返す分というのも今後出てくると考えていいんでしょうかという話です。

○田中農林水産政策課長 明許繰越のほうは、必ずしも契約というのが前提ではございませんので、契約がなくても未契約という形で繰り越しが可能というふうな制度になっていると思っております。

○前川収委員 明許繰越のほうは、1回目、1回目と言うとおかしいんですけども、別にスムーズにいくと思います。特に、いつも決算委員会でも私かなり言ったんですけども、補正予算が恒常的になってしまっているという現状から見たときに、ことしも、今5兆5,000億ですか、補正が閣議決定しましたから、多分国会を通るのが2月とか3月でしょう。その後、うちの2月、3月補正という形の取り組みをすれば、必然的に4月1日に必ず1回繰り越すと。これは明許繰越を必ずやらざるを得ないと。その次に、今度は本当のいわゆる繰り越しをやるときに、これが事故繰越ですよと言われるのがかなりつらいということで、一般の補正予算であれば、4月以降通して、そして翌年度の4月で1回目の明許繰越、そして1年間待った後の次が事故繰りということになるので、トータル24カ月基本的には使える、使えると言うんですか、制度上は使いやすい。しかし、補正予算の場合は、1回目が1カ月か2カ月ですぐ来てしまうので、実際は12カ月プラス2カ月、まあ2カ月もあってないようなもの、2カ月ですから、1年間で消化しろというのが非常に今厳しい状況になっているということの御指摘だろうと思います。

全く私も同感でありまして、ここはやっぱり事故繰りの対応というんですか、補正予算に起因するものについては、いわゆる一般予算と同じように、本来補正というのは、一般で組むべきところを、まあ幾つかの理由があって、その時々理由の中で補正ということで臨時的な措置がとられているわけですから、これは基本的には国の都合ですよ。まあ、国の都合という言い方はおかしいかもしれませんが、地方にも影響が出るわけだから。いい影響も出ますからね。それをやめろという意味で言っているわけではないので、それはしっかり対応してもらいたいんですけども、制度上、これもさっきの単年度主義と

同じような話で、1回目はいい、2回目はだめだなんていう話は、本来のいわゆる通常予算で組むべき予算と補正で組まれたものが、その差が出て、非常に難しい状況が生まれてくるということだと思いますので、国のほうにこれはちゃんと、全国同じはずでありますから、そうしないと、補正予算は組まれても、誰も消化できないという状況が生まれてくる。とりわけ、本県においては災害まで生まれてしまっている。これはもう仕方なかったわけですから、昨年の災害まであって、補正も重なったという状況の中での事情もあるわけでありますから、その部分の、いわゆる事故繰りという部分、補正が事故繰りになるという部分については、緩和措置等々について国のほうに働きかけをしていただいているというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。いかがでしょうか、国の対応というのは。農林部はないんですかね、あんまり。

○緒方技術管理課長 技術管理課です。

今前川委員のほうからお話がありました件について、本年度、特に経済対策、それから災害復旧ということで、補正予算をいただいた関係もありまして、事故繰りについて大変心配をいたしました。さらに、工事がふえて、資材の入手難とか、労働者の方の不足とかいうことがありましたものですから、我々も先を見越しまして、財務省のほうにはこういう状況があるんだということをきちんとお伝えしまして、東北の震災の事例も踏まえたところで財務省のほうには、ある程度寛大な対応をとっていただけるような方向にあるんじゃないかなと考えています。

ただ、安易な方向にばかり行くわけにも、予算の執行ですので、いけませんので、そこは厳に慎みながら、案件ごとに対応を見て、事故繰りでの最大限の対応は図っていききたいなと思っております。以前よりは少しは緩やかになったのではないかなという感覚は

持っております。

○前川収委員 ぜひそのことについては、我々も、政治のサイドでしっかり働きかけをしていきたいと思っておりますので、行政のサイドでも、そのことについては理由がきちっと立つものをですね。おっしゃったとおり、怠慢とか計画性がなかったとか、そんな話が事故繰りをするする認めるというのは、これはやっぱり会計上はなかなか難しいと思えますし、それは慎むべき部分であります。今の本県の状況から言えば、そうじゃない部分がちゃんとあって、きちっと理由が立つという前提のものがたくさんあると思えますから、そこはしっかり働きかけをしてください。私どもも、政治の分野でもしっかり頑張っていきたいと思えます。

○西聖一委員 職員も大変なので、やっぱり囑託は好ましくないけれども、臨時的であれば、職員の増強をしてやらないともてないと思えますので、そこはお願いします。

○前川収委員 もう1つ、物価の話、これはさっきちょっとお話がありましたけれども、現状は、我々の想像以上に現場では、トラックはないわ、重機の機械もないわ、それから、作業員もいらっしやらないという、そういった非常に厳しい状況になっています。

これはいろんな影響が出ていると思えます。もちろん、東北の大震災の影響が一つ大きな部分、それから、災害があつたのは、熊本県、去年大きな、ここにいけばそれが最大のものであります。今はもう全国的に、ことしも大きなものがあつてありますし、去年も、別に熊本、九州だけじゃなくて、ほかの地域でも集中豪雨等や台風等による大きな災害が生まれていて、これまでどちらかというところ、そういった建設部門というのは縮小傾向で、右肩下がりだんだんだんだんやってき

たものですから、現場で働く皆さん方も、会社も含めてですけれども、全部縮小縮小縮小とやってきたんですね。やらないと、それは会社が潰れてしまいますからやむを得ない。そうしたところに、今度は東日本大震災以降、物すごく公共工事の需要がふえてしまって、供給側が全く追いつかないということになってしまう。

もう一つの理由は、その供給側が追いつかないことになると何が起こるかというか、もう御承知のとおり、経済論理ですよ。上がるんです。人がいないと、希少な人が高くなることは当然でありまして、材料も、それから人件費も全て高騰しています。

ところが、これも入札制度で、いわゆるその入札した時期と、要するに設計なされた時期と現場で工事をする時期がずれてしまう。2～3カ月は軽くずれますね、普通であれば。その2～3カ月で、今値段がどんどんどんどん上がっているというのが現状で、不調という話があったんですけども、もちろん手がないのもそうでしょうけれども、今の値段で今工事をやろうと思うなら、この値段ではもう合わないという状況が、県内も含めて各地で生まれてしまって、わざわざ赤字になるとわかっていて仕事をするということが非常に難しい状況が生まれていることをぜひ御認識をいただき、なおかつ、物価スライド等を小まめにやりながら、今工事をなさんと発注時は、例えば1カ月前が発注でしたと、工事が始まるのは2月とか3月とか知りませんが、そういうタイムラグがあるわけですね。このタイムラグをしっかりと埋めていくための調査とか基準というものを、まあ国の制度も緩和してもらわなきゃならない部分もたくさんあるし、財務省がうんと言わなきゃいけないという前提があるかもしれませんけれども、ぜひそこをフレキシブルにやっていただけるようにしてもらいたいと思っています。

現場は物すごく、今ダンプはもうないですよ。ダンプカーはない、重機もない、職工さんもない、これでどうやるの。いないのをカバーする方法が唯一あります。高く出すことです。よそよりも高く出すこと。標準的な値段が1万円だったとすりゃ、3万円出すから来てくれという、その世界にもうなっているというそういうことをぜひしっかりわかっていたいただいて、発注後の設計単価の見直し、もしくは歩掛かりまで含めた見直しもやらざるを得ない状況にあるのじゃないかなと思います。その点はいかがでしょうか、技術管理課長。

○緒方技術管理課長 御指摘のように、確かに単価が月々アップ傾向にあるかなという感触は持っております。

そこで、県のほうでも、資材の単価については毎月調べておりまして、一定の割合以上ふえた場合には、即設計単価の見直しを図るようにしております。

それと、もう既に契約した案件についても、各資材ごとに、受注したときと、今から資材を調達しようとするときの単価の差が生じた場合、その場合に、残工事費の1%を超えるような資材の単価が上がった場合は、単品のスライドをできるような措置も講じておりますので、そういう面で、できるだけ業者さんがよいものを仕上げてもらえるようなシステムでの対応は図っていきたくて考えております。

○前川収委員 人件費も同じですか。

○緒方技術管理課長 人件費は……

○前川収委員 労務単価。

○緒方技術管理課長 単品スライドは、現在私の記憶の中では資材だけになっておりま

す。労務については、ちょっと調べさせてください。

○前川収委員 トラック1台を1日動かしてどうこうという話になると、労務単価まで含めた形で単価が決まってくるので、そういうところで差が出ているというふうに思います。

そこで、制度上はそうできるということは知っていましたが、先ほど西先生からも話があったとおり、県庁の皆さん方がとても忙しくて、いわゆる設計変更的な手続をとらざるを得ない状況になるんだろうと思いますね。監督員さんの仕事量がどんとふえるから嫌がるということもあるのかなというふうに思いますが、その手続はどういう手続でできるんですか。

○緒方技術管理課長 資材については、各業者さんのほうでも、取引伝票とかをきちんと確認いたしまして、申し出のあった、基本的には、我々としては、物価調査会での調査の結果を踏まえた単価でまた改定していきますので、一月から二月おくれた価格にはなるかと思えますけれども、資材を発注したときの調査結果が反映された後の単価でスライドをかけるようにしております。

○前川収委員 それは、業者の皆さんが、請負側が申請すれば、受け取らないことはないですね。100%それは受け取って、それからまたいろいろしよると2～3カ月かかるんですかね。

○緒方技術管理課長 受け取りまして、その内容をきちんと確認した上で、さらに我々としては、物価調査会のほうが、業者さんがそのとき契約した金額の結果を持って調査してきますので、その調査結果と照らし合わせて、残工事費の1%以上の増になっているか

どうかを確認した上での変更になります。一月か二月ぐらいは、やはり契約としては手続的にかかるかなとは思っております。

○前川収委員 それは、その手続をやると、竣工検査後支払いがあるだけです。工事が終わりました、検査も終わりましたと、その途中であっても申請はしています、価格決定はまだ1カ月か2カ月ちょっとかかるならずれている。その際、竣工検査というのは受けられないとかということではなくて、受けた後で単価だけを調整して、工事が終わった後お金を払いますよね。払った後にプラスでまた払うんですか、それとも、それが延びるんですか。

○緒方技術管理課長 この適用時期が、竣工する、正確には覚えていないんですけども、一月か、何十日か前までの時点という規定があります。基本的には、竣工する前の段階で設計変更をいたしまして、金額を増した後に竣工検査ということになります。竣工検査間際で資料をいただいたとしても、基準上は変更にならないということになります。

○前川収委員 ということは、皆さん方がどのくらい審査にかかるかという前提をきちっとおっしゃって、2カ月かかるというなら、工期が、例えば3カ月の工期ですという話であれば、とった後1カ月ぐらいには申請しないと竣工に間に合わないという、それは金額の大きなやつで、長い工期をとってあるやつはいいかもしれませんが、ちっちゃな事業も当然あるわけですし、そういうちっちゃな事業のときには適用できるんですか。

○緒方技術管理課長 時間的タイムラグがありますので、今前川委員が言われた3カ月となりますと、ちょっと難しい面もあるかもしれません。

○前川収委員 そういところをやっぱり改善してもらいたい。つまり、今もう12月ですよ。年度内発注、年度内につくれという仕事があるじゃないですか、今から。年度内に終わる仕事、終わらなきゃならない仕事。ないはずはない、あるんです。その仕事は3カ月しかないわけですね。そうしたら、間に合わないんですよ、おっしゃったとおり。物価は上がっていても、調査時期の単価が決まった時期で、この後もっと上がると思います、多分。年度末に向けて。それは、もう間に合わない、間に合わないからどうせ上がらない、上がらないなら赤字だ、赤字ならやらないという循環になっているわけですから、そこを、例えば工事が終わった後、竣工後でも追加の支払いをしますとか、何かちゃんとした手当てをしていく。

それは、別に業者が悪いわけじゃなくて、きちっと公平な調査をして、上がっているか上がっていないかはちゃんと調査なさって、そちらが調べられるわけですから、それに適合しましたということがあっても、工期の短い工事だったら払いませんというのはちょっと不合理だと思いますけれども、その辺のところは変えられないんですか。今から年度末までにというやつは、多分今のお話でいけば、ほとんどもう適用できない状況になると思いますよ。

○緒方技術管理課長 申しわけないですけども、何とも今のお話でいきますと、確かに来年明けて1月末とかに契約した場合、手続に間に合わないという可能性も否定はできませんので、発注全体のことでもありますので、ちょっとまた土木部との話も必要かと思えますから、そこはちょっと考えさせてください。

○前川収委員 ぜひ考えてください。しか

も、あんまり悠長に考えていただいても困る話で、これは今現在不落、不調があるということもおっしゃっている状況があって、その要因の一つがそういった制度上の問題で、いわゆるさっきのゼロ県と同じなんですけれども、基本はそこがやっぱり単年度主義、予算の単年度主義というものが前提にあるから超えられない線だということだと私は思っているんですよ。

そこはやっぱり、それは役所の都合ですからね。こっち側の都合じゃないですね。いわゆる受けた側の都合じゃなくて役所側の都合だから、それははっきり早く返事を出して、例えば工事が終わった後でもちゃんと受け付けますとか、そういうやつは何か柔軟に対応できるということを言わないと、今、多分過去にないぐらいに非常にスピード感を持って上がっていると思いますよ。これからもっと上がると思います。それはもう絶対高いんですから、高くなってしまっている状況ですから、業者がそれはとらないという話になるし、とっても赤字ですというなら、経済対策でも何でもない状況になってしまうということになりますので、そこは物価スライドの差額分はちゃんと制度上見てやるということ、今のような課長の話であれば、やっぱり何かとれないなという話になりますから、ぜひ早目に何か検討して、国にも話をしながらこれは全国の多分問題にもなっているはずですから、きちっとした対応を急いでやっていただければと思います。要望です。

○村上寅美委員 梅本部長、もうこれで1時間かかるぞ、やりとりで。だから、もう一課長で結論が出るわけではないんだから、だから、基準をちゃんと、今さっき出た土木部とか監理課があるわけだから、そっちのほうが大きいだろう。だから、県で基準をちゃんと、透明性のある基準をつくって、そしてやらないと、やった、やらなかったというよう

な形なら不合理も出るし、何とかしなきゃいかぬという質問だから、何とかしますって言わないたい、それは。いやいや、話してたい、どこまでかはわからんばってんね。

○前川収委員 検討してください。

○梅本農林水産部長 ありがとうございます。今御議論をいろいろ聞かせていただきまして、事業者側あるいは職員のことも含めて、現場で負担を大変強いているようなところがございます。

改めまして、事故繰りにつきましては、国のほうに働きかけて、間口を広げていただきつつありますので、これについては働きかけを強めて、事情を説明していきたいと思いません。

単価等につきましては、今やりとりがありましたけれども、よりきめ細かな対応が必要だということを改めて認識いたしまして、これは県庁全体としての議論を早めまして、できるだけ速やかにこれから改善を図っていきたいと思っておりますので、ベストを尽くさせていただきますと思います。

○前川収委員 よろしくをお願いします。

○吉永和世委員 林業についてちょっとお尋ねしたいんですが、先ほど森林整備課の課長のほうから、立木処分で収入がふえたという話があったと思うんですけども、これは原木の単価の問題なのか、ちょっとよくわからないんですが、これまでの状況を考えると、場所によってはとんとんで、ちょっと場所が違うと赤字というようなそういったイメージがあったんですけども、政権が変わって円安になった関係で若干原木単価が上がったとかいう話も聞いているんですけども、現状における原木の単価、状況というんですか、そこら辺をちょっと教えていただければなと

いうふうに思うんですけども。

○小宮林業振興課長 原木の単価というお話でございますけれども、現在住宅着工戸数が伸びておりまして、その関係で1万4,000～5,000円台の、丸太ですね。杉丸太あたりが1万4,000～5,000円台の――製材工場、着値の価格ですが、4,000～5,000円ぐらいになっております。以前が1万2,000円程度、若干2,000円程度上がっているという状況にはあります。

○吉永和世委員 その住宅発注戸数がふえているから若干上がっているというふうに考えればいいわけですか。海外向けに出ているので単価が上がっているとか、そういうことは余り関係ないんですか。

○小宮林業振興課長 現在の状況を言いますと、これは新聞報道等でも言われておりますが、消費税増税に伴って住宅着工、まあ駆け込み需要といえますか、着工戸数が今現在上がっている状況にございまして、その関係上で木材の需給が逼迫していると、これに関連いたしまして、丸太価格が上昇傾向にあるというのが現状かというふうに認識しております。

○吉永和世委員 需要が多いということですよ、結果としてですね。

うちは水俣港があるんですけども、宮崎の業者さんあたりが、海外に輸出したいということで、港湾用地を貸してくれとかいう話があるようで、しかし、その港湾用地の値段が高いもので、結局使われていない現状があるんですけども、宮崎あたりの業者が熊本県を通じて海外へ出すというそういった動きが出ているという状況で、熊本県自体、そういった海外向けに対する動きというのがどういう今状況にあるのか、そこら辺教

えていただければと思うんですが。

○小宮林業振興課長 林業振興課でございます。

木材の輸出についてでございますが、平成24年度、1万9,000立方ほど台湾を中心に輸出がされておりまして、最近、現在の10月までの上半期で、中国を中心に、対前年同期比2倍ほどふえてきております。木材輸出は大きく増加傾向にはございます。

ただ、輸出の価格につきましては、通常の住宅用の資材とちょっと違いまして、いわゆる木材の丸太のA、B、C材という、いわゆる曲がりのほうがC材と言っておりますが、そういったC材に近いものの価格で取引がされているという傾向にございます。

○吉永和世委員 C材といってもようわからぬとですけども、単価的には以前よりは下がっているわけですか。

○岡部森林局長 今、A、B、Cというのが出てきましたけれども、Aというのが、柱をとれるような真っすぐなラインというイメージですね。Bというのは、少し曲がりが出ています。Cというのは、大きく曲がっているというような、Dとかいうのも今出てきていますが、それは腐りが入ったり、割れてたりというようなイメージで考えていただければ、A、B、Cというのはわかると思います。

単価的には、やはり柱どりをされる製材の原木が一番高く取引されておりまして、今輸出用原木については7,000円とか、その前後で輸出されておりまして。

この輸出につきましては、うちの県だけではなくて、九州では志布志という、鹿児島あたりで木材関係で大きい輸出港があるんですけども、そちらにつきましては、例年4万前後の輸出の年間トータル量なんですけど、ことしにつきましては10万を超えるんじゃない

かという話が出ているような状況で、九州全体として、やはり中国向けの輸出がかなりふえてきているというふうな状況に九州各県見えるみたいなんです。

○吉永和世委員 今横で採算合わぬとか言っていたんですけども、実際。現状としては、その海外向けというのは、地元のそういう林家さんとかから考えると、合わないという状況なのか、合うと、まあ出せばプラスと考えていいんですか、そこら辺は。

○岡部森林局長 先ほどの曲がりの材、それについては、市場取引価格とほとんど変わらない状況でございますので、出す条件、道の近くとか、いろんな条件によって集材単価が変わってまいりますので、それについては一概に合わないというようなことはないと思います。

それと、今うちの県内で、先ほど林業振興課長から、取扱量がことしの10月末で2万3,000ぐらいというようなこととか、対前年度をちょっと超えるぐらいのお話がありましたけれども、一番大きい輸出会社が、日本製紙木材という社有林を持っておられるところなんか、大量に出しておられるのが一番数量的に、パーセント的には多いところでございます。その場合は、それ用にといいですか、市場じゃなくて、輸出用の集材コストとかを考えて出しておられますので、そこは例年何万立米ということで出しておられますので、まあ大幅な黒字とは言いませんけれども、とんとんとか、収支はとれているというふうには思っております。

○吉永和世委員 宮崎がそうやってやるならば、やっぱり熊本もそういったルートでやるという考え方を持ってやったほうが、宮崎からここまで運んできてというコストを考えると、県内で切った木を出したほうが安いのか

など、コスト的に考えると安いのかなというふうに思ったので、そこら辺を含めると、熊本県で動くという、やるという、そういった施策を持ってやったほうがいいのかなと思ったので、ちょっと聞いてみました。そういうのができるんだったら、積極的にやっていただいたほうがいいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○緒方副委員長 今のことに関連してですけれども、先ほど前川委員からもお話ありました。造林事業のこともありました。それから、吉永委員のほうからもありましたけれども、どうも私たちに聞こえてくる声が、宮崎のほうの主伐が物すごく多くて、物すごく切っているように感じています。そして、造林事業の先ほどの4月以降の事業がなくて、本県の場合は、どうしても8月、9月以降しかないような話が聞こえてきます。

そのときに、どうしてもこちらの業者さんは宮崎のほうに早く行かれて、あちらで造林事業に従事されています。ところが、せんだって、委員長の一般質問の中で西米良の話が出ましたけれども、あちらでは、定住促進で一生懸命若い人を林業従事者に育てています。ところが、熊本県の林業の人たちが行ってやるものですから、逆に仕事がないというような、せっかく育てたにもかかわらず、仕事に従事できないという話も漏れ聞こえてきます。

それから、先ほど消費税導入で、建築の柱材とかの駆け込み需要が多くなっているというふうに聞こえますけれども、逆に土木の建築資材、この辺の木材ですね。この辺の需給ギャップが起きていて、物すごく高くなっています。そして、逆に物がありません。緒方技術管理課長にお聞きしたいのは、物価スライドの単品スライドにその木材は該当しているのでしょうか。

それから、労務単価に至っては、型枠大工

さんが3万円をもう超えている状態ですよ。これは信用取引の部分では、まあその辺で何とか賄っている部分がありましようけれども、本当に受注したところにとっては、もう3万を超えるような状況で今やっているような状況にありますけれども、どんなふうこれから木材の県産材を利用する場合ですよ。大型製材工場を整備してきました。ですから、そういう規格ものしかどんどんわからないんですけれども、逆に土木資材、縮小傾向にあったものが急遽需要が出てきて、それに対応できる製材所が回らないんですよね。そういう状況が生まれつつあるんですが、どのようにお感じでしょうか。まあ、要望も含めてなんですが、まず木材の単品スライドは該当しているんですかね。

○緒方技術管理課長 私が専門としておるところは土木工事なものですから、建築のほうはちょっとどうなのか、明確に答えきらぬですけれども。

○緒方副委員長 土木の木材を使いますよね。例えば、提案型で鋼管とかを木材のバタ角でやっているんですね。そのほうが点数高いんでしょうから、そういうことで提案型で工事されますよ。だけど、鋼管バタはあっても、逆に三寸角ですから、ああいう木材の角バタですか、ああいうのが全然足りないとか、型枠に使う算木、1インチの2インチですか、ああいう材料が全然間に合わない。逆に値段がどんどん上がっている。そういうのが単品スライドに該当しているのかなと思います。

○緒方技術管理課長 申しわけありません。その仮設資材についてが対応できるのかどうか、私も明確に記憶しておりませんので、労務も含めてちょっと調べさせて、後日回答させていただきます。

○緒方副委員長 逆に言えば、複合単価ですから、その中に木材が含まれていますよね。ですから、労務も当然反映してくるんですが、型枠の平米単価が何千円とかでしょうけれども、それが結局、労務も上がっている、逆にその仮設資材の木材部分も上がっている。それが該当しているのかどうかということです。これは調べといていただければですね。

○緒方技術管理課長 わかりました。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。一なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第23号、第29号から第30号まで、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた

後、一括して質疑を受けたいと思います。

農地中間管理機構について、船越農地・農業振興課長。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課でございます。

お手元の報告資料の農地中間管理機構についてをお願いします。1ページをお願いします。

日本再興戦略におきましても、農業に関する成長戦略の一つとしまして、農地の中間管理機構を整備、活用して農地を集積するということが掲げられております。これを推進するために、関連の法案が去る12月5日に成立しております。

国と同様に、県も、目標としまして、一番上に書いておりますけれども、10年後の平成35年までに担い手への農地の集積を現在5割ですか、8割にしていくということでございます。したがって、生産コストを削減しまして、農地の遊休化を防いでいくということでございます。

これまでの手法に加えまして、中間管理機構を活用しまして農地貸借を進めるため、人・農地プランと連動いたしまして関係機関の総力を結集しますということでございます。

全体のスキームでございますけれども、実は、本県におきましては、昨年度から、農業公社を介在させて、大体これと近いような集積の仕方を進めております。今回、これをつくるに当たりましても、相当熊本県のやり方を参考にされたというふうに聞いております。

このスキームですけれども、真ん中に農地中間管理機構がございます。県に1つ、知事が、各県の知事ですけれども、指定します。県農業公社のほうが想定されております。

中間管理機構は、農地の貸し手と借り手の間を一応介在します。単なる仲介ではござい

ませんで、農地を借り受けて、賃料を払いまして、ばらばらの農地なんですけれども、そういった農地を集約してまとめて、規模拡大して地域の担い手に貸しつけていくということでございます。

また、中間管理機構が中間保有します農地につきまして、貸し付けが間違いないという場合につきましては、機構が、例えばあぜ倒しでございますとか、水田の修繕等をすることもございます。

左のほうですけれども、実際、借り受ける農地につきましては、耕作地でございますとか、使える耕作放棄地あたりを想定されています。

機構は、農地を貸し付ける場合には、あらかじめ借り受け希望者を公募しまして、登録しておきます。機構のほうは、一応貸し付けルールに基づきまして貸付先を選定しまして、貸し付けの計画について県のほうへ認可申請をします。県のほうでは、これを認可して公告するというところでございます。公告することによりまして、利用権が発生しますので、登記が必要なくなります。

今回の全体の事業でございますけれども、国策でございまして、一応国のほうでは国費を大胆に投入するというふうにしております。県知事の権限は強化されまして、外部的な評価委員会等が実績評価することになっております。

この図の左下のほうに、農地台帳のほうの法定化を書いております。

また、一応全国に先駆けて整備してきました地域GIS、農地情報の地図化のことでございますが、こういったことを活用しまして、土地の貸し借りに活用していきたいというふうに考えています。特に、市町村境を越えました農地の貸し借りなどに活用できるかなというふうに考えています。

次のページをお願いしたいと思います。2ページでございます。

農地の集積の進め方でございますが、上の3つが従来分でございます。例えば、一番上でございますけれども、相対による集積でございます。個人側の取引につきまして、農業委員会とかJAがあっせん仲介しておるものでございます。2段目が、例えば農地の売買の中でもそうなんですけれども、県の農業公社等あたりによりまして、例えば施設園芸とかお茶とか果樹などの売買による集積を進めているところです。3段目が、協業の地域営農組織の新設、拡大による集積でございます。

下2つが今回強力に進めていこうというものでございまして、4段目ですけれども、農地中間管理機構などが、例えば地域営農組織をできるだけ法人化したり、原則的には地域内の担い手の選定を行いまして、地域ぐるみで集積を進めていくやり方でございます。

最後が、どうしても受け手そのものが全くいない地区でございますとか、不足する地域などで、例えば、参入企業でございますとか、県外からの農業法人の参入とか、それとか新規参入者などにまとまって農地を集積する方法でございます。

次に、3ページをお願いします。

3ページは、今回の農地中間管理機構制度の詳細でございまして、例えば本県の場合ですと、右のほうにありますけれども、本県の農業公社の場合ですと、従来から、例えば農地の保有化・合理化事業とか、畜産とか、農業公園の管理をしていましたけれども、この部分の中の農地の保有化・合理化事業を相当強化しまして、農地の中間管理事業を進めていくということで、農地貸借の大幅な強化ということでございます。

真ん中辺に一応困っておりますけれども、知事の権限の強化ということで、どういったことかと申しますと、例えば貸付先の選定ルール、中間管理機構のほうでつくりますけれども、そういった場合の事業規程の認可でござい

ざいますとか、実際貸し付けを行う際の農地の利用配分計画の認可、それと役員そのものの選任、解任の認可等、それと、例えば農地中間管理機構の年間の事業計画でございますとか、こういった形についても一応認可を行うということでございます。

こういったことを結集しまして、平成35年度までに農地の8割、全体11万ヘクタールの中の8万6,800ヘクタールを目標としまして、担い手へ集積していきたいというように考えています。

一番下に書いていますけれども、生産コストでございますけれども、例えば米の場合ですと、県平均が大体1ヘクタールと言われてはいますが、これを一応5倍の5ヘクタールにしますと、相当生産コストは下がります、4割ぐらい一応下がるということで、利益が出る農業になっていくんじゃないかと思っています。後を継げる農業とか、例えば農地の貸し借りが普通のことになるように頑張っていきたいというふうに考えています。

ということで、以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○山中農産課長 農産課でございます。

経営所得安定対策見直し後の所得などの試算について御報告を申し上げます。

国におきましては、米政策及び経営所得安定対策の見直しが検討されておりましたが、先月26日に、農林水産業地域の活力創造本部におきまして、制度設計の全体像が決定をされました。また、あわせまして、見直し後の農村におけるイメージということで、平均的な農業集落における所得等についての試算結果も示されました。

これを受けまして、本県の平均的な集落につきまして、国と同様の前提条件で試算を行いましたので、その結果を御報告いたします。委員会報告資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

ここに棒グラフで結果をお示ししております。左側の2つの棒グラフが国における試算でございます。また、右側の2つが熊本県における試算結果でございます。

国、県ともに、農業センサスの調査結果をもとにしまして、平均的な集落を想定しました。そこにおいて得られます農業所得や交付金の金額を試算し、結果を見直し前と見直し後とグラフで並べております。

左側の国につきましては、グラフの上のほうに面積等を記載しておりますが、水田面積が19ヘクタール、そのうち不作付水田が1.5ヘクタール、さらに畑が15ヘクタールという集落を、全国の平均的な集落として想定しております。

この場合の試算結果は、棒グラフの上に金額をお示ししておりますとおり、見直し前の888万1,000円が、見直し後には1,001万1,000円となり、見直し前の112.7%となっております。

また、本県の場合、右側のグラフでございますが、水田18.5ヘクタール、そのうち不作付水田が0.8ヘクタール、畑が13ヘクタールという集落で、主食用米のほかに、本県の代表的な転作作物であります大豆、麦、WCS用稲、飼料用米等を栽培しているという前提で試算をいたしますと、見直し前の1,221万3,000円が、見直し後には1,274万8,000円となり、見直し前の104.4%という結果になりました。

増加の程度には差がございますが、国、県ともに支援が充実されます飼料用米や米粉用米の作付をふやして、新たに創設されます日本型直接支払いで、グラフでは一番上の農地支払いに含まれておりますけれども、これに取り組むことで集落の所得や国からの交付金は増加するという結果になっております。

資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思っております。

今回の試算の前提条件としましては、(1)

から(4)まででございまして、県におきましても、全く国と同じ考え方で試算を行っております。

まず(1)でございしますが、主食用米の1割を飼料用または米粉用の米に転換するということとございまして。今回支援金額が増額されましたので、主食用の一部を切りかえるという想定でございまして。

(2)としまして、不作付地の4分の3に飼料用あるいは米粉用米を作付けるという前提でございまして。ただ、本県の場合は、水田の活用を推進してまいりましたので、国に比べますと不作付水田が少なくなっております。国は水田の8%を見込んでおりますが、本県の場合は4%といたしております。

(3)としまして、飼料用米、米粉用米につきましては、今回支援金が増額されましたので、上限の10アール当たり10万5,000円で算定いたしております。

右のほうに、飼料用米、米粉用米の米について、今回の見直しの内容をグラフでお示しております。縦軸が助成額、横軸が収量でございまして、収量の増加に応じて助成額も増加する仕組みとなっております。

地域の平均的な収量、グラフでは、県の平均単収515キロとしておりますけれども、ここまでとりますと、現在と同じ8万円が交付され、さらに収量が多くなれば、最大10万5,000円が交付される仕組みとなっております。このため、今回の試算でも、収量増加のための努力を前提としているということになります。

また(4)では、地域の共同活動を促進ということで、新たに創設されます日本型直接支払いに全ての水田で取り組み、畑においても一部の取り組みを行うという前提でございまして。

なお、支援単価につきましては、資料の中段に、見直し前と見直し後で記載をしております。

1つ目の丸の経営所得安定対策では、米の直接支払いの10アール1万5,000円が、右側の見直し後には7,500円に、また、水田活用の直接支払いでは、先ほど御説明しましたとおり、飼料用米、米粉用米が、8万円から、見直し後には5万5,000円から10万5,000円の幅で収量に応じて交付されることとなります。

さらに、2つ目の丸の農地・水保全管理支払いにつきましては、日本型直接支払いとして見直されまして、農地維持支払い及び資源向上支払いとして田、畑の区分により、それぞれ一定の活動を行うと、ここに記載しております単価で交付金が交付されるということになります。

今回の試算では、国、県ともに所得などが増加するという結果になっておりますが、これは先ほどから申し上げましたとおり、不作付水田の活用などによりまして支援が充実します飼料用米や米粉用米の作付をふやして、平均収量以上の収量を上げる努力をすることと、新たに創設されます日本型直接支払いにしっかり取り組むことによって、従来以上の金額になるということとございまして。

2ページの下のほうでございまして、今後の対応といたしまして、まず(1)といたしまして、今後の全体的な水田農業の振興につきましては、生産現場の意見等もお聞きしながら、県と関係農業団体等で組織しております県農業再生協議会及び各市町村などの地域で組織されております地域農業再生協議会におきまして検討を行ってまいります。

また、飼料用等の需給調整につきましては、県、農業団体あるいは畜産団体、飼料会社等の実需者も含めて組織をしております県新規需要米流通連絡協議会におきまして検討を行ってまいります。

さらに、日本型直接支払いにつきましては、12月17日に市町村への説明会を開催する予定でございまして。

資料の3ページには、日本型直接支払制度につきまして、参考資料を添付しておりますので、担当のむらづくり課のほうから御説明いたします。

○潮崎むらづくり課長 むらづくり課でございます。

関連いたしまして、日本型直接支払制度について、その概要を御説明いたします。3ページをお願いいたします。

これは、国が26年度導入を目指しております新たな制度でございます。農業農村の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を維持していくために、必要な地域活動を支援するものでございます。多面的機能の発揮に向けて本県が取り組んでおりますくまもと里モンプロジェクトの下支えにもなる制度であると考えております。

矢印の右側にありますように、支援の内容は、農地維持支払いと資源向上支払いの2種類です。農地維持支払いは、水路の泥上げ、のり面や農道の草刈りなどの共同活動を支援します。資源向上支払いは、水路や農道、ため池等の軽微な補修、景観づくりなどの共同活動を支援いたします。

対象となる農地は、どちらも農振農用地区域内の農用地、その他市町村が必要と認める農地です。中山間地域であるとか、平たん地であるとかの区別はなく、県下全域が対象となります。

交付単価につきましては、10アール当たり、農地維持支払いの場合で、田3,000円、畑2,000円、草地、これには阿蘇などの採草放牧地も含んでおります。250円。資源向上支払いの場合で、田2,400円、畑1,440円、草地240円の予定であり、どちらも活動組織に交付されます。

なお、左側にあります現行制度との関係につきましては、農地・水保全管理支払いのうち、共同活動支援が廃止されまして、向上活

動支援が存続、また、中山間地域等直接支払いと環境保全型農業直接支払いも、基本的な枠組みを維持しつつ、継続される予定となっております。

概要について、説明は以上でございます。

○平山全国豊かな海づくり大会推進課長 全国豊かな海づくり大会推進課でございます。

海づくり大会につきましては、去る10月26、27日に開催させていただいたところでございます。委員の皆様にも御参加いただきましたので、十分内容については御存じのところかと思いますが、今回、運営業務を受託しておりました業者から、記録画像等の納品がございましたので、本日、概要を御報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

第33回全国豊かな海づくり大会～くまもと～として、10月26、27日の2日にわたって開催させていただきました。式典行事を県立劇場で、海上歓迎・放流行事をエコパーク水俣で、あわせて有明海域の放流行事を熊本港で、天草海域の放流行事を牛深漁港で開催いたしました。関連行事といたしまして、熊本市の中心市街地、桜町、花畑町一帯で開催いたしましたし、それぞれの放流会場周辺でも関連行事を開催いたしました。

大会の前日でございます26日には、ホテル日航熊本で歓迎レセプションを、同時刻に、絵画、習字作品御覧を、同じくホテル日航熊本で開催いたしましたところでございます。

延べ参加人員につきましては、7万11名を数えております。

皆様方は、3ページの写真のほうをごらんいただければと思います。

27日に県立劇場で実施いたしました式典行事につきましては、1,062名の参加をいただきまして、オープニングの山鹿灯籠に始まりまして、有明海をイメージいたしました旭志小学校の創作ダンス、八代海をイメージいた

しました水俣高校と合唱団みなまたの合唱、最後に、牛深ハイヤ保存会で全国からの招待者をお迎えしたところでございます。

ナビゲーターの宮崎美子さんとくまモンのナビゲートで会を進行いたしまして、武蔵ヶ丘幼稚園の先導によりまして大会旗が入場いたしました。

各行事でも同じ流れになりますが、功績団体やコンクール受賞者の表彰に続きまして、最優秀作文の発表。熊本大会で初めてあったと記憶しておりますが、過去大会では小学生の作文発表が中心でしたが、本大会では、苓洋高校3年生の「天草宝島」の蒲鉾店を目指して」という作文の発表がございました。陛下の御退席の際には、この作者でございます大野三城さんに、非常に十分な時間をかけていただいておりますところでございます。

続きまして、有明海域と天草海域への稚魚のお手渡し、3海域それぞれの小学生と漁業後継者によります熊本海づくりメッセージと、日ごろの活動ですとか、将来に向けたメッセージの発表がございました。それに続きまして、全漁連会長の大会決議、奈良県への大会旗引き継ぎということで、式典行事を終了したところでございます。

両陛下には、その後、新幹線で水俣のほうへ御移動いただきまして、5ページに海上歓迎・放流行事の様子の写真がございましたけれども、エコパーク水俣では381名の出席をいただきました。熊本港では750名、牛深漁港会場では630名の参加をいただきまして、海上歓迎・放流行事が実施されました。

水俣の棒踊りによる歓迎演舞に続きまして、秀学館の太鼓の演奏で、有明海域、八代海域、天草海域、それぞれの海域から4つの漁法を紹介させていただきまして、その後、放流へと続きます。

両陛下には、ヒラメとカサゴの御放流をいただきまして、それに続きまして参加者によ

る放流。両陛下の放流に合わせまして、同時に、熊本港、牛深漁港、それぞれの放流会場でも放流を実施したところでございます。それぞれの熊本港、牛深漁港では、式典会場でお手渡しいただきましたお手渡し魚の放流もあわせて実施いたしました。

7ページが関連行事の様子でございます。

桜町、花畑町一帯で実施いたしました関連行事には、4万7,000名余りの来場者をいただいたところでございます。他の地区の関連行事会場でも、水俣の会場では8,200名、熊本港の会場でも2,250名、天草の会場でも9,000名の御参加をいただいたところでございます。

さかなクンのステージですとか、くまモンのステージは、かなり集客力の高い催しでございます。模擬競りですとか物販、あるいはあわせて世界農業遺産の取り組みの紹介ですとか、水俣の海の再生の写真展等を実施したところでございます。

最後、8ページに歓迎レセプションの様子でございますけれども、266名の御参加をいただきまして、歓迎レセプションを散会いたしました。両陛下にも、25分という限られた時間ではございますけれども、御臨席をいただきまして、会を進めさせていただいたところでございます。

下段が絵画、習字作品御覧でございますけれども、大会の開催を記念して実施いたしました習字、絵画コンクールの最優秀賞をとられた6名の方の作品をごらんいただくとともに、お声がけをいただいたところでございます。

以上、簡単でございますけれども、本年度の海づくり大会の概要でございました。

以上でございます。

○田代国広委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 経営所得安定対策とそれから農地中間管理機構、大きな農政の動きからすればセットみたいな話で、大きな流れとしては私はやむを得ないと思っていますし、果敢にこのことを利用しながら、本県農業も取り組みを強めていくべきだというふうに思っています。

そこで、お尋ねなんですけれども、所得安定対策が、県の試算も出されておまして、結果としては4.4%所得増になる、本県の平均的な集落でそういう試算結果が出ていることは大変喜ばしいことだというふうに思っていますけれども、大事なことは、これから作付にかなり自由、まあ自由なんです。つくっていいですということが自由で、これはあくまで平均の話でありますので。主食用の米をきちっとつくりたい地域と、これは地域によってやっぱり地帯特性というのがあって、余り米は合わないよと、同じ田んぼでも。だから、それは飼料用米とか米粉用米のほうにシフトした方がいいんですかというのを県内でどう調整していくかというのがとても難しく、しかも、この調整をちゃんとやらないと、米ばかりみんなつくり始めたら、これは米単価が暴落してしまうのはわかっていることです。今度は、飼料用米だけをつくり出すと、恐らく役所が金がもたない。非常に厳しいし、役所のほうの金が、補助金がたくさん出ていくということになってくると思いますから、そのバランスをどうとるかということについて、基本的なまずは考え方をお聞きしたいと思います。

○山中農産課長 農産課でございます。

今の御指摘の点、非常に大事なことだというふうに思っております。まず、基本的には、米粉用米、飼料用米に今非常に注目が集まっておりますけれども、用途ごとに主食用米、あるいは今言いました米粉用・飼料用

米、あるいはほかにも加工用ですとか、県内が焼酎用の米とかございますので、それぞれの需要にきちっと見合う形の生産をしていくということがポイントだというふうに思っております。

どこでやるかという話でございますが、全体の調整につきましては、先ほど申し上げました県とそれから団体で農業再生協議会というのを組織しております。そこが基本的な考え方を示したいというふうに今協議をしております。

それから、具体的に、特に飼料用米、米粉用米等についての需給調整が非常にポイントになると思うんですけれども、これにつきましても、本県の場合は、平成21年度から米粉用米、飼料用米の生産に取り組んできておりますので、その経験の中で、県、それから団体、それから実需者の方も含めた需給調整の場がございます。そこをしっかりと活用しまして、需要に見合う生産をやっていききたいというふうに思っております。

ただ、今農家の中では、450万トンの飼料用米、それから10万5,000円という数字が恐らくひとり歩きしておりますので、早くそうした再生協議会のほうから方向性を示して、今の情報不足の中での農家の不安を払い去ることが一番大事なかなというふうに思っております。

以上でございます。

○前川収委員 ぜひ、その辺の機能をきちっと果たしてもらって、頑張ってもらいたいと思います。

飼料用米、米粉用米は10万5,000円という話が出ておまして、もちろんこれは今までの8万円というのは、収穫が本当ちょこっとなかなくても、一生懸命頑張ってたくさん収穫しても同じ一律で、おかしいなという不満が随分出ていましたから、今度は収穫量に応じて交付額が変わってくるということは合理

的な私は制度だというふうに思っていますけれども、ここが結局、この表、どちらも見ておわかりのとおり、主食用米と飼料用米のバランスをとる、このことだけが、要するに今度の全体の所得のこの棒グラフの中では変わっているところで、あとは全部変わってないですね。農地支払いの部分は別ですけども、それ以外の作物の部分は、大豆、麦、WCSも全く同じでありまして、ここのバランスで変わるということだと思いますので、ぜひそのバランスをきちっと我が県に見合う形の中で頑張ってもらいたいというふうに思っています。

それともう1つ、多分自由化が進むと、今までも制度上減反政策をやってきたにもかかわらず、やっぱりみんなと歩調を合わせないという人が今までもいましたね。生産調整をやっている、私はそれは関係ないという形でやっていて、真面目な人がペナルティーを負うようにならないように、その人の枠分まで生産調整をしながら地域枠を守ってきたという今までの歴史的な流れがあって、今回自由化ですから、それは基本的にはもう自由なわけで、生産調整とかそういうペナルティーもないわけでしょうから、もっとそこが難しくなるんじゃないかなと思っていて、そうすると、JAとか、要するに農業団体あたりときちっと協議をしてやらないと、みんなに協力する人が損をして、みんなに協力をしない人が得をしてしまうということがこれまで以上に大きくなってしまいうということになるんじゃないかなと思いますが、その辺の考え方はいかがですか。

○梅本農林水産部長 御議論いただいているとおりでございまして、これはやるべきことはたくさんございます。それで、実は、きょう最初のシミュレーションということでお示しいたしましたけれども、もっときめ細かに、経営形態ごとにどういう形になるという

ことをシミュレートしていきたいと思えます。そのことが1つ。

それからもう一つは、今後の対応で書いておりますように、きょうのお示した棒グラフの前提は、主食用の1割が飼料用米に転換するというを国が想定しましたので、その前提で書いておりますが、ここも、県とか国のひとりよがり押しつけたり、これを目指していったら間違うと思っております。やっぱり農家は、主食用米をつくりたいとおっしゃる方もおりますので、こういうことの情報をお知らせしながら、そして、作り過ぎにならないように、米の価格が暴落しないようにといったものを微妙に調整しながらハンドリングしていくということになります。

その場合、この下にありますJAとか生産者団体とか、あるいは飼料用米をどれだけつくっても畜産農家が受け入れないといけませんので、ここの調整とか、複雑な意見交換、それから、これまで以上のきめ細かな対応ということをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 ぜひ、その辺のそごがないように、頑張ってもらいたいというふうに思っています。

あわせて、おっしゃったように、主食用米をつくりたいというのは、食味コンクールで1位、2位、3位だったですか、とにかく熊本県の米はうまいと、うまい米ができる土壌があるわけでありまして、そこがわざわざ主食用米をつくらずに飼料用米とか米粉用に転ずるのがどうなのかなということを私も感じておまして、やっぱり農業普及員の皆さん方が、適地適作というその視点をしっかり持って、経済政策だけじゃなくて、こういう制度だけじゃなくて、この地にはこういう米をつくった方がいいですよと、この地は、申しわけないけど、水田だけど、なかなか主食用

米では高い値段で売ることができる地力を持っていないところも正直あるわけですから、みんな一律じゃないはずですよ。それぞれ土壌も水も違うわけですからね。地帯条件、高さも違う。そういうところも総合的に勘案して、私は、農業改良普及員というのがいよいよ大きな役割を担っていかなくちゃならない部分が生まれてくると。自由度を出すだけに、いろんな情報を、科学的な根拠がある情報を出して、そのことによってちゃんと皆さんそれぞれの考え方が統一感が出てくるということにならなくちゃならないというふうに思っておりますので、ぜひそういった、この数量面だけじゃなくて、地帯特性を生かしながら、適地適作をなおかつやっていくという、そういった視点もあわせて持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○山中農産課長 今御指摘のとおりだと思います。幸い、主食用米につきましては、食味ランキングで東北の米に負けないという実力が証明されましたので、これはしっかり今後も生産をして、売っていく努力が必要だというふうに思っております。

ただ、これがどこでもできることではありませんので、もう一つは、飼料用米あるいは加工用米、米粉用米につきましては、とにかくコストをどう下げていくかという非常に大きな課題がございますので、やはりこれにも適地がございます。これは、やはりそういう地帯をある程度想定しながら、ただ、それをこちらから、ここにはこれというふうにはなかなか言えない部分がございますので、こういう条件のところにはこういう米、こういう条件のところはこういう米というような示し方をしながら、現場の普及員と一緒にきちんと進めていきたいというふうに思っております。

○前川収委員 そこでは言いづらいとおっし

やっただけでも、やっぱり科学的な根拠が必要なんです。だから、従うか従わないかはそれは農家の自主的な判断だけど、科学的に、客観的には、この地帯において、これをつくるよりもこういうやり方をしたほうが皆さんのためになりますよという公平な科学的根拠、それをつくるのはやっぱり農研センターであり、なおかつ改良普及員の皆さん方であろうかと思っております、そのマッチングを上手にやれる県とやれなかった県で、恐らく今後非常に大きな差が出るというふうに思っておりますので、そういったところの取り組みもしっかり頑張ってもらいたいと思っておりますし、私はそれで結構です。

○村上寅美委員 海の日を最後に報告したけど、本当によかったろうと思います。

それで、一応成功だという中で、やっぱり3つの海を持っているというのは、恐らく全国で熊本県だけだろうと思うし、そして、やっぱり西岡先生とよく話すんですけど、牛深港、天草、八代と有明というのは、もう全然違うわけですね、海の形態が。全然違います。それで、豊かな海づくりということだから、これは終わったと、終わったからさあ済んだでなくて、やっぱりこれを契機に、3つの海に対してどういうふうな施策か何か、今後何カ年計画でどうするというようなことが計画がなされているか。なされていないならば、今後ぜひしてほしいと言っています。

特に私がお願いしたいのは、有明海が、豊稔の海が、もう今は死の海だというぐらい沿岸に魚がいない。沿岸にいないというのは、稚魚がいないから成長するわけがない。それは、もうヘドロをかぶって酸欠で育たない環境になっているから、一部覆砂してもらいよるけども、覆砂の効果が全然ないとは言わぬけども、抜本的な問題を有明海の場合はぜひ検討をしてもらいたいということを要望しておきます。何か計画があれば言ってください

い、課長。なかなか、もう要望で、部長に要望しときます。

○梅本農林水産部長 海づくり大会、本当にありがとうございました。

御指摘のように、海づくり大会をきっかけにして、今後の3海域の方向といたしますか、これを改めて地元の方々と一生懸命話しまして、方向を改めて考え、そして対策を打っていきたいと思います。

とりわけ、有明海につきましては、諫早のことで今話題になっておりますけれども、私どもも、非常に国の対策について、近く農林省から説明を求めべく責任者を呼んで、きちっと聞いて適切に対応したいと思っております。また、先生方に御報告申し上げたいと思っております。

○村上寅美委員 基本的に覆砂どうこうという次元じゃないからね。もう有明海の場合は、120年ぐらい全然、農業干拓をやっていたやつがもうやってないということだから、これは1792年の普賢岳の爆発、それから、今度は我々の家庭排水、こういうものも全部最終的な終末は有明海ですから、その辺をよく検討していただかないと、非常に漁をする漁師さんが、もう漁で生活ができない。それから、ノリが有明海中心ですけれども、ノリも、私が見るところ、もう峠を越えて、やっぱりこれも土壌が非常に、ノリ畑が浸食しているという感じがしますから、なってしまうからどうということじゃなくて、予防的というよりも抜本的なことを、ぜひ県と国に、あるいは市に強く要望をしておきたいと思えます。要望です。

○吉永和世委員 済みません、海づくりですけれども、あれだけ台風の進路によってどうなるかと大変心労もあったかというふうに思いますが、当日は、水俣の海も本当にブルー

の色を発して、すばらしい状況を、よみがえった海を全国に発信できたというふうに思っております。本当に執行部の方々の御苦労に感謝を申し上げたいというふうに思います。

今団長がおっしゃいましたが、これから先がまた一段と大事なのかなというふうに思いますし、今有明海の話だけされましたけれども、できれば、やっぱり3つの会場でやったという意義があるわけですから、その3つの海がこれから豊穡の海へとまた変わっていくということが非常に大事なことだろうというふうに思いますので、やっぱり現場の方々がどういう思いを持っていらっしゃるのかということ、ぜひ現場に入って、実際生の声を聞いていただいて、それをどう施策に転じていけるのかというのを我々も一緒にやっていたらいいというふうに思いますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに思っています、これは要望でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○泉広幸委員 先ほど前川委員のほうから、関連なんですけれども、飼料用米あるいはまた米粉用米あたりなんですけれども、実は私の地区あたりが営農組織を立ち上げるということになっております。その営農組織で、例えばそういう飼料用米をつくると。そうした場合には、畜産農家とか米粉用のメーカーと、いいですか、そういったところとやはり契約をせんといかぬとですかね。そういう内容を少しだけでも教えていただければと。

○山中農産課長 飼料用米、米粉用米については、作付前に売り先を見つけるというのが必要になります。そして、国に、6月末だったと思うんですけれども、そういう計画を出して認定を受けるという手続きがございますので、どうしても事前にそういうところ、結び

つけ先を探しておく必要がございます。

現在では、農家の段階で個人的に探されている方もありますし、あるいは農協単位でやられているところもありますし、最終的には経済連のほうで両方まとめてマッチングしていくという場もございますので、そういうところを活用いただければというふうに思っております。

○泉広幸委員 わかりました。

○早田順一委員 今関連してなんですけれども、飼料用米ですけれども、受け皿ですよ。受け皿の体制づくりというのが今はあんまりできてないと思うんですよ。その協議会を立ち上げられて、県新規需要米流通連絡協議会ですか、今立ち上げられているということですが、いつごろぐらいまでにその方向性というか、ある程度農家の人がこの飼料用米を安心してつくられる体制というか、そういう方向性はいつごろ出されるんでしょうか。

○山中農産課長 この新規需要米流通連絡協議会につきましては、もう5年目の活動をやっている既存の組織でございますので、一応1月から、農家のほうにはどのくらいつくりますかと、それから、使われる方にはどのくらい需要がありますかという両方の意見を聞いて、そして調整をしていくという作業が始まります。

ですから、国の制度が、今回の場合は少しまだ詳細が出ていないので、説明を受けてからということにはなりますけれども、そのマッチングの作業自体は、例年どおり1月から始まるということでございます。

県として、どのくらいのところを目指すかということにつきましては、今検討しておりますので、できるだけ早く方向性を出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○早田順一委員 飼料用稲と飼料用米とありますけれども、稲のほうはあんまり変わっていませんけれども、飼料用米のほうを食べる家畜というか、そういうのというのは限られているじゃないですか、あんまり。だから、その辺の需要というのが果たして見つかるのかなというのがちょっと不安だったものから、その辺は大丈夫でしょうか。

○矢野畜産課長 畜産課でございます。

米の飼料用につきましては、今現在熊本県で、24年度産の米については3,000トンぐらい食わせてございます。先ほどちょっとお話ございましたように、畜産農家1戸と耕種農家とを結びということも当然ございますけれども、これから先進めていく、需要がふえていくといいますか、たくさん生産されるようになりますと、配合飼料会社との中で、配合飼料の中にまぜてもらおうと、そういう形で広く使っていく形になるかなというふうに思っております。

あるいは、例えば、ティマールと私ども申し上げますけれども、草とか、それからいろんな穀物、それからいろんな食品廃棄物関係も含めて、全てで家畜に必要な栄養成分に合わせた餌ということをつくっておりますけれども、給食センターみたいところで使っていくとか、そういう形に今後は持っていけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

○西聖一委員 農地中間管理機構について、私からの意見ということでさせていただきますけれども、これは30数年前からあった農地保有合理化事業のときにあった農地管理公

社、そして現在の農業公社を焼き直したものであって、すごく今回国が力を入れているという言い方でPRされていますけれども、進める上で、やっぱり慎重にやったほうがいいと私は思います。

総論で担い手の8割農地を集めるという、これは否定はしませんけれども、実際、出し手と受け手をマッチングするという作業は大変な作業でありますし、出す農地って、やっぱり基本的に使われない農地、使いたくない農地でありますから、それをどんどん借りたり、借り受けすると、塩漬けということで必ずなってきますから、あんまり国の言うとおりにすると大変なことになるんじゃないかということと、それから、それを成功させるためには、今農業公社がやっている20の重点集落事業ですか、今振興局単位で、あれをきちっとやっていく中で成功させていくという手順をとった方がいいと私は思っています。

この機構の最初の開発を出すときには、国は相当なお金をつぎ込んで、国費投入と言っていましたけれども、結果的には、今見るとあんまりメリットはないようですし、それから、お金は来るけれども、やっぱりマッチングする、お見合いの仲介をとる人材、今、農業委員会なんていうのは、もう合併合併で専門の農地を扱いきる職員ってほとんどいませんし、それが全部県で負担するとなると、県はただでさえ人材が足りない中で、農業管理機構に投入できる人材というのにも限られているわけですから、やらなければならないけれども、あんまり早合点する必要はないかなと。

あと、知事の権限がありますから、蒲島知事は、これを見ると、知事が権限でやれるんじゃないかと思いをされると困りますので、そこら辺は現場の意見をしっかり踏まえて、伝えた上でやっていただきたいなというふうに思います。

○船越農地・農業振興課長 おっしゃるとおり、非常にこの何年か、売買とか集積あたり相当進めてきましたけれども、しっかり集積が進んでいるところと全く進んでいないところ、これがあることは一応存じ上げております。

現在、昨年から、申しあげましたけれども、42カ所で一応重点地区をつくりまして、農業公社として初めてなんですけど、全国的にはあんまり事例はないと思うんですけども、貸借のほうをしていこうということで、地元のJAさんとか、それと地元の農業委員会さん、一応連携してやっております。

少しずつ実績は上がってきていますけれども、問題は、その重点地区にさえも手を挙げないところですよ。これがいっぱいあると。ねらうところは、本来、その重点地区をつくっていきまして、今後合計4年間で100地区ぐらいしたいと思っていて、そういった地区を見習いながらとか、広げていけばと思ったんですけども、なかなか、全く後継者がいない、少ないとかあって、今後どうやって広がりをつくっていくかというところなんですけれども、今回のこういった国の事業ですから、使うべきは使いながら思っていますけれども、ベースはやはり重点地区あたりかとは思っています。

ただ、今一番何が問題かと言いますと、後継ぎが少ないところに限ってなかなか、協議の場というか、話し合いで進めますよといっても、その話し合いに出てくることも厳しいような地区がいっぱいございますので、そういったところは、事業委託と言うんですけども、現在、農業公社あたり人員的にも限られていますので、市町村とかに事業を委託しまして、そういった地区の方々をその気にさせて、点から面へということをやっているかと思っておりますけれども、おっしゃったとおりの現状はございます。ですけど、それで諦めないように頑張っていければと考

えていますけれども。

○田代国広委員長 慎重な対応を求めたんだろう。今のちょっと答弁は……。

○梅本農林水産部長 この件につきまして、一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、機械的にあるいは一律的にやるつもりはございません。公募して、右から左に土地を動かすみたいな形ではいけないと思っております。

それで、一般質問で答えましたように、その地域で受け手が受け入れないと長い間農業ができませんので、地域の中で総合的に判断していくということが大事ですので、そういう基準を、知事がつくります基準のルールにきちっと定めまして持っていきたいと思っております。これまで熊本県は、よその県と比べて大きな経験則がございますので、そこは間違えないようにしていきたいと思っております。

○田代国広委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○田代国広委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了しました。

最後に、次回の委員会の開催予定について御連絡いたします。

今回は、1月29日の午前10時からの開催予定となっております。正式には、別途通知いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れでした。

午後0時5分開会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

農林水産常任委員会委員長